



## 2012 年 笑顔の一年になりますように

撮影 (株)大武写真館 小関克郎

### 亭主を早死させる十か条

医療法人財団あおば会理事長  
介護老人保健施設ハート五橋施設長

医学博士 大内 博

- 一九六〇年ハーバード大学ゾーン・メイヤー博士による
- 一、夫を太らせなさい
- 二、酒をうんと飲ませなさい
- 三、とりわけ大事なのが、夫をいつも座らせておくこととです

- 四、飽和脂肪酸を含む食べ物とたくさん食べさせなさい
  - 五、塩分の多い食べ物に慣れさせなさい
  - 六、コーヒーをがぶがぶ飲ませなさい
  - 七、たばこを勧めなさい
  - 八、夜更かしをさせなさい
  - 九、休暇旅行に行かせてはいけません
  - 十、最後の仕上げに、終始文句を言っていないでなさい
- つまり、長生きさせたい時には、この逆の生活をさせることである。因果応報、病気になるのはじめてその有難さが分かる。

#### 健康な生活

- 一、睡眠は七〜八時間
- 二、毎日朝食はとる
- 三、間食は毎日はない
- 四、標準体重を維持
- 五、定期的な運動
- 六、喫煙しない
- 七、酒は毎日飲まない

#### 体重 1kg 減らすには

- 一、ラジオ体操 20 時間
- 二、散歩 70 時間
- 三、台所仕事 90 時間
- 四、縄跳び 10 時間
- 五、拭き掃除 25 時間
- 六、サイクリング 75 時間
- 七、ハイキング 50 時間
- 八、水泳 14 時間

習慣的に体重測定をすることは、体調管理に有効である。短期間で体重をコントロールするのは、好ましくない。

# 年頭に当たって



社団法人仙台南法人会

会長 西下 義則

年頭に当たり皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと三月十一日に管内の広い地域が東日本大震災において、地震と津波被害にありました。

会員企業をはじめ多くの皆様が犠牲となられましたことにご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

あれから早や十カ月が過ぎようとしておりますが、その後の復旧復興作業や原発事故、その風評被害によって未だに地域の方々には大変なご苦労と障害があると存じます。

そうした状況下の中で法人会では、税務当局と呼応して震災企業や地域の方々に震災特例法等の説明会・東北税理士会仙台南支部のご協力を頂き名取市復興まつりと岩沼夏祭りに於いて無料税務相談会、日本政策金融公庫との公的資金融資相談会。青年部会では被災した巨理・山元の小学校にハンドタオルの寄贈。女性部会が中心となりタオル収集を実施して早々に被災した特別養護老人ホームへ寄贈を実施いたしました。

また、全国の法人会会員企業(十八単位)から寄せられた救済物資は、全国法人

会総連合、宮城県法人会連合会を通じ、名取・岩沼・巨理・山元の避難所へ届けさせて頂きました。

更に、義援金は全国からと当会で実施した募金とチャリティゴルフ大会などにより多くのご協力を頂き約百三十万円が集まりました。

皆様から頂いた義援金は管内の被災自治体を通じ小中学校の教材機器購入などに充てていただくように各市町長に贈呈させて頂きました。

法人会は企業経営と地域経済が厳しい状況の中で何が会員企業と地域の皆様に貢献できるかを考え、そして税務当局にも指導を頂きながら様々な社会貢献活動や事業展開を今後も継続的に行ってまいります。

会員企業皆様をはじめとして未来に向けて勇気を持ち元気を取り戻すよう切に希望致しております。

現在当法人会は、平成二十年十二月に施行された新たな公益法人制度改革に公益社団法人の認定を目指しております。

役員と会員のご理解とご協力を頂き平成二十四年度総会へ変更認可提案をすべく、定款の変更、各種規程等の見直しや新設などを行っております。

また、支部の再編なども視野に入れ運営と会員企業が参加できる組織のあり方も模索しております。

本年は、創立三十五周年の記念すべき年に当たります。会員のみならず地域の

方々が広く参画する法人会へと変身しなければならず、いかに法人会が魅力ある会へとステップアップできるかが問われております。

会員一人ひとりが会の魅力ある存在価値を探り誇りある会運営に努めなければ

新しい年を迎え、おみくじを引いてみましたか？大吉が出ると運が良いと思いい、その反対で凶が出ると運が悪いと思ってしまうですよ。

そもそも運というのは、その人の意志や努力ではどうしようもない巡り合わせを指すようです。何事かをなす場合、うまくいく人といかない人がおり、その理由がよく説明できない際に「運が良い」「運が悪い」などと語られます。

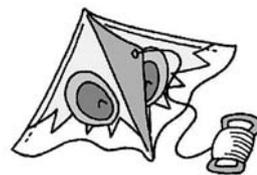
運はつかめるのか？イギリスのハートフォードシャー大学のリチャード・ワイズマン博士は幸運について調査し、興味深い結果が出ています。幸運な人がよい機会に恵まれ、不運な人が機会に恵まれないのは、彼らの行動や考え方に原因がないかを確認する実験をしました。それによりまずとツイていない人はツイている人々に比べて、一般的に神経質な人が多く、その不安などがチャンスに気づく事を阻害している

ようなのです。結果として何かを探すことに集中しすぎて、別の良い機会を見逃すことになり、ツイているタイプの人々

## 新しい風 運について

なりません。更なるご支援をお願い申し上げます。最後にありますが、会員皆様の企業繁栄とご健勝を心よりご祈念申し上げます。ご挨拶と致します。

はリラックスしている上に、心がオープンなので探しているものだけでなく、何か別のものも見つけ易いということだそうです。



### 幸運を作り出すことはできるのか？という実験も行われました。結論から言うと答えは「YES」です。そんな幸運の4要素とは

- ①内から聞こえる直感を大事にする
- ②新しい経験をすることや、普段の習慣が壊れることに対し、心をオープンにする
- ③毎日少しの時間だけ、うまくいったことを考えるようにする
- ④重要な会議や電話等をする前に、自分を幸運な人間だと心に描く

運の良い人は、知らず知らずに良い運がもたらされるような意志決定と行動をしているようです。運の良い人というのは、トラブルのない人ではなくトラブルをうまく対処する人のことなのです。それは、いかに自分をマネジメントするかです。●広報委員会がパソコンに「運」を検索、その中から文章をまとめました。

# 新年のご挨拶



仙台南税務署

署長

鈴木 敏夫

新年明けましておめでとーございます。年頭にあたり、社団法人仙台南法人会の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

仙台南法人会並びに会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

平成二十三年は三月に発生した東日本大震災により多くの方が犠牲になりました。被災された会員及びご家族をお持ちの皆様へ衷心よりお見舞い申し上げます。

震災後、津波災害による後片付けや余震が続く中で、安否確認、業務再開と次から次へ立ち上がる課題に対し、復興を目指し日々努力し続けられたことに敬意を表します。

震災から約十ヶ月になりますが、いまだに不通の常磐線をはじめ、復興までには、まだまだ長い道のりを歩まなければなりません。早い時期に復興できることを願っております。

これから税務行政においては確定申告の時期を迎えますが、仙台北・仙台中・仙台南税務署の平成二十三年分の所得税・消費税・贈与税の確定申告作成会場は、昨年同様、仙台市青葉区一番町にある

ＴＩＣビルに開設いたします。

平成二十三年分の所得税確定申告では、この度の東日本大震災により被害を受けた方については、確定申告を行うことで所得税の還付や軽減を受けることができます。

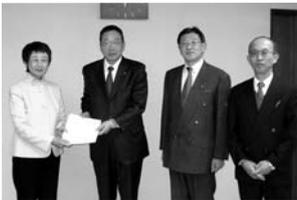
このため、今回の確定申告期には、本来、年末調整で所得税の精算が済んでいるサラリーマンの方々の雑損控除の申告などで混雑することが予想されるため、震災により住宅や家財などに損害を受けた方の申告相談については仙台南税務署に会場を設け対応することとしております。

申告相談や申告会場に関しましては、各種メディアなどを通じて広報させていただきます。法人会及び会員の皆様から従業員をはじめ、多くの方々にPRしていただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、仙台南法人会の益々のご発展と、会員企業のご繁栄並びに会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。

## 税制陳情報告

当法人会では、十一月十五日(火)仙台北法人会・仙台中法人会と共に仙台北市長へ直接、税制改正要望の陳情を行いました。



仙台市長へ税制陳情

## 税に関するお知らせ

仙台北・仙台中・仙台南税務署の平成二十三年分の所得税・消費税・贈与税の確定申告書作成会場は相談内容により次のとおりとなります。

①東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けた方の申告相談は管轄の税務署で行います。

○受付時間

午前八時三十分～午後四時

○相談時間

午前九時～午後五時

※土日・祝日を除く(二月十九日及び二月二十六日の日曜日は申告相談を行います。)

※損害額の計算がお済の方は、確定申告センター(仙台三越向かいTICビル三、四階)でも申告相談をお受けします。

②前記以外の申告相談は確定申告センターで行います。

○開設期間

平成二十四年二月一日(水)～三月十五日(木)

※土日・祝日を除く(二月十九日及び二月二十六日の日曜日は申告相談を行います。)

○受付時間

午前九時～午後四時

※会場にお越しの際は公共交通機関をご利用ください。

## 東日本大震災義援金お礼

当法人会では、東日本大震災義援金を募集致しましたところ、たくさんの皆様から暖かいご支援をいただきました。合計で七十万一、八九四円となりました。皆様よりお預かりいたしました義援金は当法人会管内の「名取市・岩沼市・亶理町・山元町の各災害本部」へ全額拠出させていただきます。皆様のご厚情に心より感謝申し上げます。

義援金寄託者名(敬称略)

(株)オリエント警備保障、堀内電気(株)、空調技工(株)、(株)馬上かまぼこ店、大河原洋、(有)河村建築、(資)ハッピーライフ、西下義則、(有)竹駒神社、齋藤貞夫、トムラシステム(有)、(株)ワタケン、(株)サノランチボックス、(株)相傳商店、同事建設(株)、(株)大湧工業、梶原功、(株)中央製作所、(株)戸引製菓  
ありがとうございました。

## 新春講演会& 賀詞交歓会のご案内

日時 平成二十四年一月二十四日(火)

午後四時

場所 サッポロビル仙台工場

「ゲストホール」

名取市手倉田八幡三一〇―一

演題 「東日本大震災と今後の政治経済のゆくえ」

講師 増田 寛也氏

(元総務大臣・前岩手県知事)

懇談会費 会 員三、〇〇〇円

非会員五、〇〇〇円

※講演会のみは無料

定員 先着一五〇名

申込 (社)仙台南法人会事務局



# 懸命のプレーで地域に元気を

## 「仙台89ERS」リーグに復活

— 第40話 —

仙台市を本拠地とするプロバスケットボールのチーム「仙台89ERS（エイティナイナーズ）」は、東日本大震災によりシーズン途中の活動休止を余儀なくされましたが、この十月のシーズンからbjリーグに復活し好成績を挙げつつあります。同チームを運営する株式会社仙台スポーツリンクの中村彰久代表取締役にお話を伺いました。



株式会社仙台スポーツリンク  
代表取締役  
中村 彰久氏

Q 所属するbjリーグとは？

正式名称は「日本プロバスケットボールリーグ」で、二〇〇五年に六チームでスタートしましたが、現在は東と西の両地区あわせて十九チームに達しています。各地方からの参入希望が多く、今後更なる増加が予想されます。

Q 好調の要因は？

東日本大震災の影響による活動休止など、辛い経験をしましたが、今シーズンは今のところ八勝四敗と好調です。その要因は選手たちが必死にプレーしていることにあると思っています。私は常に「勝敗は結果論であり、一生懸命プレーする姿を見てもらうことが大事だ」と選手たちに言っていますが、ことに被災地である仙台のチームとしては重要な意識だと考

えるからです。

Q 観客層の特徴は？

週末に試合が行われることもあって、家族連れや友人同士が多いようです。年齢的にも三十代から四十代と野球などに比べて若く、女性の比率が半数を超えているのも特徴です。女性が多いのはバスケットボールの競技経験者が男女半々で関心が高いことや、観戦が天候に左右されないこと、音楽などによるエンターテインメント性が感じられるからでしょう。

Q 年間の試合数は？

十月から翌年の四月までの一シーズン中に五十二試合が行われますが、そのうち二十六試合がホームで、同じく二十六試合がアウェイです。bjリーグのチームは、東西の両地区に分かれて順位を争いますが、最終的にはそれぞれの上位成績のチームによるプレーオフという試合で優勝を決めます。

Q 一試合あたりの観客数は？

例年は二千五百人ほどで、今シーズンはまだ四試合だけですが二千八百人くらいです。ただし今シーズン使用することの多い青葉体育館は千八百名規模の大きなので例年を下回るかも知れません。なお、太白区の「あすと長町」のスポー



ツタウン内に建設中のアリーナにチームの本拠を移す予定ですので、今後の見通しには明るいものがあります。

Q チームの経営状態は？

創設以来きびしい状況が続いていますが、スポンサー数も年々増えており、大震災の影響を懸念しておりましたが、県内外の企業さんから「一緒に頑張ろう」という温かいご支援を頂き感謝いたしております。

Q 観客数の増加策は？

チーム自身としても、地域とのふれあいを通じての観客数の増加に努めています。とくに学校訪問やスクールの開催を積極的にを行い、スポーツ人口が減少傾向にある小中学生が、自然にスポーツに対し親しみを抱きながら身体的能力と社会性を高めていくよう貢献したいと考えているところです。これまでふれあった生徒さんたちは五千人に達しています。

Q 中村社長のご趣味は？

食べることです。安くて、美味しく、しかも分量が多いこと。そんな昼食にこだわりのもって楽しんでいきます。

Q 「座右の銘」は？

「石の上にも三年」とでも言うのでしょうか。一度取り組んだことはきちんと成し遂げ、終わったら新しいことにしっかりと取り組むということを中学生の頃から心がけています。

平成二十三年十一月二十一日取材

株式会社仙台スポーツリンク(仙台89ERS)

仙台市青葉区一番町二丁目八の十八

仙台中央ビル2F

TEL 022-2558138

FAX 022-2127681



(有)高橋園樹  
名取市  
専務取締役  
高橋 綾也

「皆と造る未来」

会員の皆様こんにちは。当社は名取市で造園業を営み、公共工事、民間造園設計施工、樹木、庭石、石材、灯笼販売等を行っております。最近は大規模な庭作りはほとんどなくなり坪庭程度の庭が主となっております。しかし、緑は四季、癒しを感じさせるため生活にはなくてはならない物だと思っております。家庭は家と庭と書きます。「庭をたのしもうー」を合い言葉に頑張っております。

因みに四月二十八日は、「よいいわ」庭の日となっておりますので覚えていただけると幸いです。

昨年は三月十一日の震災で広域に渡り未曾有の被害がありました。震災当日から地元青年部の先輩方が、重機、車両等でガレキの山をよけ、復旧作業をしている姿を見て胸があつくりました。私も微力ながら携わることが出来ました。まだまだまだ復旧は続きます。被災者の皆さんが笑顔に戻れる様、少しでも出来る事があれば、頑張っております。今回は、地元解体業で輝きを放つ(有)山輝の山口健一社長さんを紹介いたします。

ですか  
実の和  
こちは

# げんきの宅配便 (第三十四便)

## 二人三脚の歩み

医療法人社団南陵会 菊地歯科医院 理事 菊地 和子



旧国鉄病院の勤務医として歩み、昭和三十四年に仙台の長町にて開業した両親の元に育ち、父の後継者として現在に至る主人と共に、二人三脚で今日まで歩んでまいりました。福島出身の

両親が長町で開業するにあたって、多くの国鉄職員の方々の応援を受け開業当日から沢山の患者さんに来ていただき、記念すべきスタートが出来たと聞いております。

主人は息子三人の長男として生まれ、職業の選択の余地無く歯科医師としての後継者として決められていた歩みだったとか。その思いもあって自分の子供達には、歯科医師としての仕事も選択肢の一つで、自分達の将来は自分で決めるようにと幼き頃より話しておりました。事業は継承してこそ意味があると言われておりますが、自己決断で将来を選択する事も一つの人生だと私共は思っております。

平成元年に個人経営の多い歯科業界において、治療に専念していれば成り立つ時代はいつか行き詰ると、経営強化の為に公認会計士事務所の協力の下、個人経営から医療法人を設立いたしました。規模は小さくても法人化する事で、働く従業員の環境を整え、福利厚生部門にも充実を図りました。当時比較的勤務年数が短いスタッフの多い時代、十年以上勤務表彰のスタッフが定着するように成りました。患者さんにとっても久しぶりでいらしても同じ笑顔で迎えられるほうが安心できる要素の一つだと思います。

当医院での診療以外に、保健所での幼児健診、幼稚園、中学校の校医、高齢化社会に伴い、各家庭、病院、施設への訪問診療等地域医療へ積極的に取り組んでいます。

一昔前までの虫歯の治療の時代から、予防への口腔ケアに仕事の内容も大きく様変わりしています。特に高齢者が最後まで自分の口から食事が取れるよう8020運動にも重点をおいています。歯科業界の経営に関して本音でお話す



れば非常に厳しい現実に直面しています。歯科医院乱立の中、医療費抑制の国の政策もあり、非常に経営は悪化しています。診療のみに集中していればなんとかなった時代は遠い過去のことです。毎月の経営把握は無論、中長期の見通し、事業継承等の個々の問題を客観的に判断する能力を磨く事、直接結びつかない内容でも多くの研修会、講習会への積極的参加で自己研鑽を積み、経営の安定化を向上させることが必須条件になっていきます。

患者さんの歯の治療は無論、心に寄り添う精神的ケアも以前に増して必要とされています。小さな小さな法人ですが、これからも精一杯スタッフと共に地域医療の一端の担い手として邁進して行きたいと思っております。

弊社は先代社長が「水は、人が存在する限り必要とされるもの。だから、水の仕事は絶えることは無い」という思いで創業しました。業務内容は、蛇口・トイレ等の水漏れ修理やウォシュレット等、皆様のより良い住宅環境を整えるための給排水設備全般を行っております。最近では、オール電化、高齢者の住みよい住宅設備(バリアフリー)や子供たちの未来を守るエコ活動にも力を入れています。

現在三代目の私たちも、人に欠かせない水に携わり、皆様と同じ思いで、この地元名取の早い復興を目指し努力していきたいと思っております。次は、朝日建材㈱の陶浩子さんを紹介します。



(株)相澤設備 名取市 取締役 相澤真由美

お元気 美名実 こん!



東日本大震災により被害を受けた方々などを対象として、国税に関して様々な特例措置などが設けられています。前回に続き、

東日本大震災により被害を受けた方々などを対象として、国税に関して様々な特例措置などが設けられています。前回に続き、

災害に関して法人が支出する費用等に関する法人税の取扱いについてご説明します。

災害に関して法人が支出する費用等に関する法人税の取扱いについてご説明します。

**(1) 取引先に対する売掛金等の免除等**

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されません。

また、既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免

を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も同様に取り扱われます。

を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も同様に取り扱われます。

**(2) 取引先に対する低利又は無利息による融資**

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行った場合における通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、寄附金に該当しないものとされます。

**(3) 自社製品等の被災者に対する提供**

法人が、不特定又は多数の被災者を救済するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当し

ないもの(広告宣伝費に準ずるもの)として損金の額に算入されます。

ないもの(広告宣伝費に準ずるもの)として損金の額に算入されます。

また、国税庁HPでは、この度の東日本大震災の発生に伴い、災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いについて、よくある質問として下記のようにまとめていますので、参考にしてください。

また、国税庁HPでは、この度の東日本大震災の発生に伴い、災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いについて、よくある質問として下記のようにまとめていますので、参考にしてください。

**Q22以降の回答につきま**

しては、国税庁HP「災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いFAQ」をご覧ください。下記のQuestion番号は、国税庁FAQのQuestion番号と同一になっております。

しては、国税庁HP「災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いFAQ」をご覧ください。下記のQuestion番号は、国税庁FAQのQuestion番号と同一になっております。

**1 取引先に対する売掛金等の免除等**

**[Q19]**当社では、商社を通じて取引により商品を納入している得意先が災害により被害を受けました。この得意先とは、当社が自ら価格交渉を行うなど実質的な取引関係にあることから、その復旧支援を目的として、この得意先に係る売掛金の一部について、商社

を通じて免除することを検討しています。

ところで、法人が、災害により被害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金等の全部又は一部を免除した場合には、その売掛金等を免除したことによる損失は、損金の額に算入されることですが、この場合の取引先には、当社の得意先のように直接取引を行っていない者も含まれるのでしょうか。

**[A]**お尋ねの「取引先」には、得意先、仕入先、下請工場、特約店、代理店等のように直接取引を行うもののほか、商社等を通じた取引であっても自ら価格交渉等を行っている場合の商品納入先など、実質的な取引関係にあると認められる者も含まれます。(法基通9-4-6の2(注))

**[Q20]**被災した法人と取引をしているのは当社も含まれて10社程度ですが、当社だけが売掛債権を免除しても、寄附金又は交際費等

以外の費用として取り扱われるのでしょうか。

**[A]**法人が売掛金等の債権を免除した場合に、その免除したことによる損失が寄附金や交際費等以外の費用として取り扱われるのは、その免除が取引先の復旧過程においてその復旧支援を目的として行われるものであるからです。(法基通9-4-6の2)

この場合の復旧支援は、それを行うかどうかは個々の企業の判断によらざるを得ないのであり、その被災した法人の取引先の前提とされているわけではありせん。

したがって、被災した法人に対する復旧支援のための売掛債権の免除が一部の法人のみによってなされていたとしても、その免除が取引先の復旧過程において復旧支援を目的として行われるものについては、寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されません。

**税に関するその他の情報**

○災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いFAQ

【Q21】売掛債権の免除は、いつまでに行ったものが損金として認められるのでしょうか。

【A】法人が売掛金等の債権を免除した場合に、その免除をしたことによる損失が寄附金や交際費等以外の費用として取り扱われるのは、その免除が取引先の復旧過程においてその復旧支援を目的として行われるものであるからです。(法基通9-4-6の2)

したがって、売掛債権の免除は、災害発生後相当の期間内、例えば、店舗等の損壊によりやむなく仮店舗により営業を行っている場合のように、被災した取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間内に行うことが前提となります。

## 2 取引先に対する低利又は無利息による融資

【Q22】法人が、災害により被害を受けた取引先に対して低利又は無利息による融資を行う場合に、通常収受すべき利息と実際に収

受している利息との差額が寄附金に該当しないものとされるためには、その融資期間や融資額に何か制限はありますか。

【Q23】既に行っている貸付にに係る貸付金の利子を減免した場合は、どのように取り扱われるのでしょうか。

## 3 自社製品等の被災者に対する提供

【Q24】当社では、得意先の従業員等が避難している特定の避難所に対して、救済物資として自社製品を提供しました。法人が、被災した地域の住民に対して自社製品を提供した場合、その提供に要する費用の額は損金の額に算入されるのでしょうか。当社のように特定の避難所に対して行う自社製品の提供も同様に取り扱われますか。

【Q25】自社製品等とはどのようなものをいうのですか。他の者から購入したのも含まれるのでしょうか。  
【Q26】メーカーである当社が、当社の製品等を取り

扱っている小売業者に対し、災害により滅失又は損壊した商品(自社製品)と同種の商品を交換又は無償で補てんした場合にも、その交換又は補てんに要した費用は交際費等に該当しないものとして取り扱われますか。

【Q27】当社の社員を災害復旧活動にボランティアとして派遣した場合に、ボランティア活動中の給与相当額は、寄附金として取り扱われますか。

## 4 法人税に関するその他の取扱

【Q28】法人が、被災に伴って義援金や見舞金を受け取った場合には、税務上、益金の額に算入されるのでしょうか。

## 5 消費税の取扱

【Q29】被災により消費税の課税仕入れに係る帳簿書類を消失したのですが、消費税の仕入税額控除は認められますか。

【Q30】従業員や取引先に対して金銭により支出する災害見舞金は、消費税法

上、どのように取り扱われますか。

【Q31】自社製品等を被災者等に無償で提供した場合、消費税法上どのように取り扱われますか。

【Q32】被災した取引先に対して、その取引先が復旧過程にある期間内に復旧支援を目的として売掛金等の債権の全部又は一部を免除した場合、消費税法上はどのように取り扱われますか。

## 6 源泉所得税の取扱

【Q33】当社では、被災した従業員や役員に対し、住宅や家財の損害の程度に応じて見舞金を支給するにしました。この見舞金については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。

【Q34】当社では、慶弔見舞金規程を改めて、従業員や役員の父母等の家屋が災害により被害を受けた場合、従業員や役員に対し一定の見舞金を支給することにしました。この見舞金については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。

【Q35】当社では、被災した従業員に対して、当面の生活に必要な資金を無利息で貸与することにしました。この場合、貸付期間に必ずる利子相当額の経済的利益については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。

【Q36】当社では、自宅が災害により居住不能になった従業員や役員に対して、新たな住居に入居できるまで又は自宅の修繕が完了して居住可能となるまでの間、無償で社宅を貸与することになりました。この場合、無償で社宅を貸与することによる経済的利益については、給与として源泉徴収が必要でしょうか。

【Q37】当社では、従業員が災害や計画停電により通勤に利用する鉄道が利用できないため、タクシーなど他の交通手段を利用した場合には、他の交通手段に係る交通費を支給することにしています。この場合において、その支給する交通費は給与として源泉徴収が必要でしょうか。

質問に対する回答は下記に掲載されております

国税庁ホームページ ➡ 東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ ➡

# 美名実 活動 Photo レポート

## 第二十回チャリティゴルフ大会



十月十三日、グレースリッジカントリークラブにおいて第二十回復興チャリティゴルフ大会を開催。六十七名の多数の参加のもと九二、〇〇円の義援金が集まり盛会のうちに終了することができました。ご協賛をいただきました皆様にお礼申し上げます。

結果は  
個人優勝… 畑 文雄様  
2位荒 孝行様  
3位長嶋利幸様  
団体優勝… 太白支部



個人優勝  
畑 文雄さん

## 女性部会「視察移動研修会」

十月二十一日、十六名の参加により視察移動研修会が開催されました。黒川郡

## 税務研修会

十月二十六日、太白区中央市民センターにおいて仙台南税務署より講師を招き「相続税と事業承継」の研修会を開催。引き続き、仙台市より講師を招き「市政出前講座 仙台市の財政について」の研修会を太白三支部合同で開催。日頃より疑問に思っている事を直接、尋ねる機会を得ることができ活発な質疑応答がなされた。



## 第五回親睦ボウリング大会

十一月十八日、太白三支部合同親睦ボウリング大会が太白区西多賀のペガロポ



団体優勝  
（株）阿部塗装工業



リス二階において開催。例年太白西支部事業としておりましたが、今年より太白三支部合同事業として開催されました。参加者数六十二名、和気あいあいとした雰囲気の中、親睦を深めることが出来ました。結果は個人優勝安間達彌様、団体優勝（株）阿部塗装工業となりました。ご参加、ご協賛をいただきました皆様にお礼申し上げます。

## 全国青年の集い「みえ大会」



十一月十八日、三重県菅サンプリーナにおいて第二十五回法人会全国青年

の集い「みえ大会」が当法人会青年部より七名の参加のもと開催されました。当日、震災支援の物産展ブースに名取支部の株ささ圭、（株）佐々直より「笹かまぼこ」が出



物産展に出店

店いたしました。全国から集まった仲間達に大変好評でした。

## 編集後記

新年あけましておめでとうございます。昨年中は本誌をご愛読いただき、誠にありがとうございました。昨年より広報委員の顔ぶれも新しくなり、菊池委員長のもと新年号にふさわしい誌面になったのかなと思います。会員の皆様には的確な情報と元気を届け、横の繋がりにお役に立てて頂き、応援して参りたいと思います。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。（手代木）

## 広告募集中

当法人会では広報誌「せんだい美名実」など発送時に同封するチラシ折込広告を募集しております。お気軽にお問い合わせ下さい。（但し、広告内容によってはご要望に添えないことがあります。）規格はA四版。一枚につき二十円（手数料込）（広報委員会）

せんだい美名実  
第 281 号

発行所 (株)仙台南法人会  
〒981-8501 仙台南区大野田二丁目一番四八号  
レジデンス王ノ壇二〇二号  
TEL 022-2461361  
FAX 022-2461452  
E-mail: info@minamiho.com

発行人 会長 西下 義則  
編集 広報委員 会